

森林環境税に関する提案・要望

平成 30 年 5 月

世界自然遺産地域ネットワーク協議会

「平成 30 年度税制改正大綱」では、「次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、（中略）森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する」とされました。その背景として、「平成 30 年度与党税制改正大綱」では、「森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである」という考え方が示されています。

私たち世界自然遺産地域ネットワーク協議会の構成自治体は、人類共通の価値と認められたそれぞれに固有の自然環境とともに、共通の基盤として豊かな森林を有しています。

それらの価値を国や都道府県とともに守り育てることは、地元自治体としても重要な使命と考えていますが、森林整備等に自ら充てられる財源は潤沢ではありません。

域内の森林を保全整備することが、国民の財産でもある世界自然遺産の価値を保全することにも繋がるものであることから、下記の点について提案と要望をいたします。

記

1 生物多様性保全等の公益的機能を加味する

森林環境税が地球温暖化対策としての観点があることは承知しているところですが、その原因となる二酸化炭素の排出量に議論が集中しているように思料します。

私たちは、豊かな生物多様性や類まれな自然美、固有の生態系を創り出す森林を有し、それが「世界自然遺産」に登録されていると承知しています。

その森林を守ることは、二酸化炭素を吸収し、酸素を供給して温暖化を防ぐことはもとより、生物多様性等を保全することを通じて国民の財産を守り、豊かな情操や誇りを醸成することに貢献していると言っても過言ではないと自負しています。

森林環境税及び森林環境譲与税を施行するに当たり、生物多様性保全等の機能も十分に加味した内容で賦課されますようお願いします。

2 世界自然遺産地域の継続的な保全管理

世界自然遺産地域に含まれる森林生態系保護地域や国立公園、隣接する国定公園及び県立自然公園については、国や都道府県において予算付けをして保全管理をされているところではありますが、その価値を永続的に保全していくためには、一層の、また継続的な予算確保が望まれています。

森林環境税及び森林環境譲与税を施行するにあたり、使途を間伐等の所謂森林施業等に限定するのではなく、外来種駆除等の生態系保全事業等も含むなど、世界自然遺産を有する自治体に対し特別なご配慮を賜りますようお願いします。

平成 30 年 5 月 22 日

知床	斜里町	町長	馬場 隆
----	-----	----	------

	羅臼町	町長	湊屋 稔
--	-----	----	------

白神山地	鱒ヶ沢町	町長	平田 衛
------	------	----	------

	深浦町	町長	吉田 満
--	-----	----	------

	西目屋村	村長	関 和典
--	------	----	------

	藤里町	町長	佐々木 文明
--	-----	----	--------

小笠原諸島	小笠原村	村長	森下 一男
-------	------	----	-------

屋久島	屋久島町	町長	荒木 耕治
-----	------	----	-------